

# 広島県国民保護協議会

## 次 第

日 時 平成21年5月25日（月）

14：45～

場 所 広島県庁 本館6階 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

国民保護をめぐる県内の取組み状況

(2) 協議事項

広島県国民保護計画の変更について

4 閉 会

### 【配布資料】

資料 1 国民保護をめぐる県内の取組み状況

資料 2 - 1 広島県国民保護計画変更案概要

資料 2 - 2 広島県国民保護計画 新旧対照表

## 国民保護をめぐる県内の取組み状況

## 1 取組みの推移

## (1) 市町の国民保護計画作成状況

	H19.5 現在	H21.5 現在	備考
市町数	23	23	
うち計画策定済市町数	22	23	H20.3 広島市策定

## (2) 指定地方公共機関の指定状況及び国民保護業務計画策定状況

	H19.5 現在	H21.5 現在	備考
指定地方公共機関数	26	27	H20.3 広島県バス協会を指定
うち計画策定済機関数	23	27	

## (3) 避難施設の指定状況

	H19.5 現在	H21.5 現在	備考
指定避難施設数	972	1,252	H20.3 広島市が計画策定に伴い 286 箇所指定

※政令指定都市の避難施設は当該政令指定都市の市長が指定

## (4) 広島県における訓練の実施状況

項目	内容
H20.1.28 国民保護 図上訓練	想定 呉市内の鉄道駅でテログループにより化学剤が散布され、死傷者が発生。逃走した犯行グループが公共施設に立てこもる。
	訓練項目 (1) 事態発生時における初動措置(情報収集・報告・伝達、各機関との連携)訓練 (2) 緊急対処事態対策本部の設置・運営訓練 (3) 事態認定以降の対策本部における情報収集、状況判断、意思決定及び必要な対処訓練
	参加機関 参加機関数 10 機関、参加人員 132 名 内閣官房、消防庁、陸上自衛隊、海上自衛隊、第六管区海上保安本部、広島県、広島県警察本部、呉市、呉市消防局、西日本旅客鉄道株式会社
H20.10.28 避難指示訓練	対策本部における避難指示訓練
H20.10.29 安否情報事務訓練	対策本部における安否情報システム操作訓練

## 2 今後の取組み予定

- (1) 運営要領及びマニュアル等の見直し
- (2) 事例研究方式の研修・訓練(安否情報システム等)

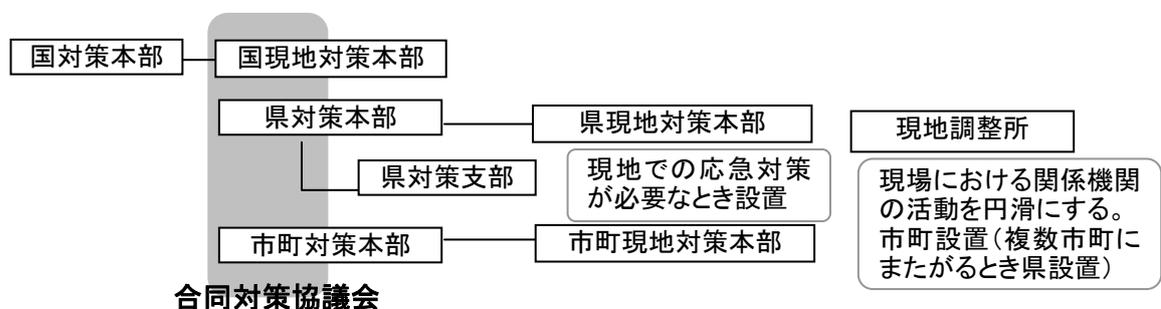
## 広島県国民保護計画の変更案概要

### 1 武力攻撃事態等合同対策協議会に関する記述の追加

国，県，市町の対策本部等の相互協力・連携のため設置される合同対策協議会について，国の国民保護基本指針に追加(平成 20 年 10 月改正)されたため記述を追加。

#### 【武力攻撃事態等合同対策協議会について】

- ・ 招集：国の現地対策本部長が開催
- ・ 構成：国の現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等
- ・ 目的：国民保護措置に関する情報を交換し、国，県，市町，関係機関それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する



### 2 安否情報システムに関する記述の追加

消防庁の運営する「安否情報システム」の運用開始に伴い，安否情報の収集，整理及び提供の方法として「安否情報システム」を追加

### 3 その他

- ・ 「用語の解説」を追加
- ・ 中国財務局の「事務又は業務」の記述の整理
- ・ ㈱NTTドコモと㈱NTTドコモ中国の合併に伴う名称変更
- ・ 県の組織改編に伴い病院事業局を追加 等
- ・ 危険物質等に関する県の事務の一部を市町へ移譲したことに伴う記述の整理

## 広島県国民保護計画 新旧対照表

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第1篇総論 第1章県の責務，計画に定める事項，構成等	P 7			「用語の解説」を追加
<p>(第1章の最後に追加)</p> <div data-bbox="463 1024 1115 1083" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;">新 設</div>			<div data-bbox="1507 468 2783 1923" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">用 語 の 解 説</p> <p style="text-align: right;">50音順</p> <p><b>【NBC攻撃】</b> 核兵器（Nuclear weapons），生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。</p> <p><b>【緊急処理事態】</b> 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で，国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</p> <p><b>【国民保護法】</b> 法律の正式名称は，「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため，国や地方公共団体等の責務，住民の避難に関する措置，避難住民等の救援に関する措置，武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。</p> <p><b>【国民保護計画】</b> 政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて，地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制，住民の避難や救援などに関する事項，平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。</p> <p><b>【国民保護業務計画】</b> 指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に，指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法，国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項，関係機関との連携に関する事項などについて定める。</p> <p><b>【指定公共機関】</b> 独立行政法人，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で，政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。</p> </div>	

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第1篇総論 第1章県の責務，計画に定める事項，構成等	P 7			「用語の解説」を追加
<p>(第1章の最後に追加)</p> <div data-bbox="507 936 1160 993" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;"> <p>新 設</p> </div>			<div data-bbox="1516 302 2781 1451" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>【指定地方公共機関】</b> 都道府県の区域において電気，ガス，輸送，通信，医療その他の公益的事業を営む法人，地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で，あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。</p> <p><b>【自主防災組織】</b> 大規模災害等の発生による被害を防止し，軽減するために地域住民が連帯し，協力し合っ て「自らのまちは自ら守る」という精神により，効果的な防災活動を実施することを目的に 結成された組織をいう。</p> <p><b>【生活関連等施設】</b> 発電所，浄水施設，危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で，その安全を確保 しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を 確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。</p> <p><b>【武力攻撃】</b> 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。</p> <p><b>【武力攻撃事態】</b> 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められ るに至った事態をいう。</p> <p><b>【武力攻撃予測事態】</b> 武力攻撃事態には至っていないが，事態が緊迫し，武力攻撃が予測されるに至った事態を いう。なお，武力攻撃事態対処法において，武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武 力攻撃事態等」と定義している。</p> </div>	

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第1篇総論 第3章関係機関の事務又は業務の大綱	P 7			中国財務局の「事務又は業務」の記述の整理 (株)NTT ドコモと(株)NTT ドコモ中国の合併に伴う 名称変更

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する <b>緊急</b> 措置の指示 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

区分	県に係る指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
電気通信事業者	・西日本電信電話 ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーショ <span style="font-size: small;">ンズ</span> ・KDD I ・ソフトバンクテレコム ・ <b>エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国</b> ・ソフトバンクモバイル		1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国財務局	1 地方公共団体に対する災害 <b>復旧のための資金</b> の融資 2 金融機関 <b>等</b> に対する <b>特別</b> 措置の指示 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

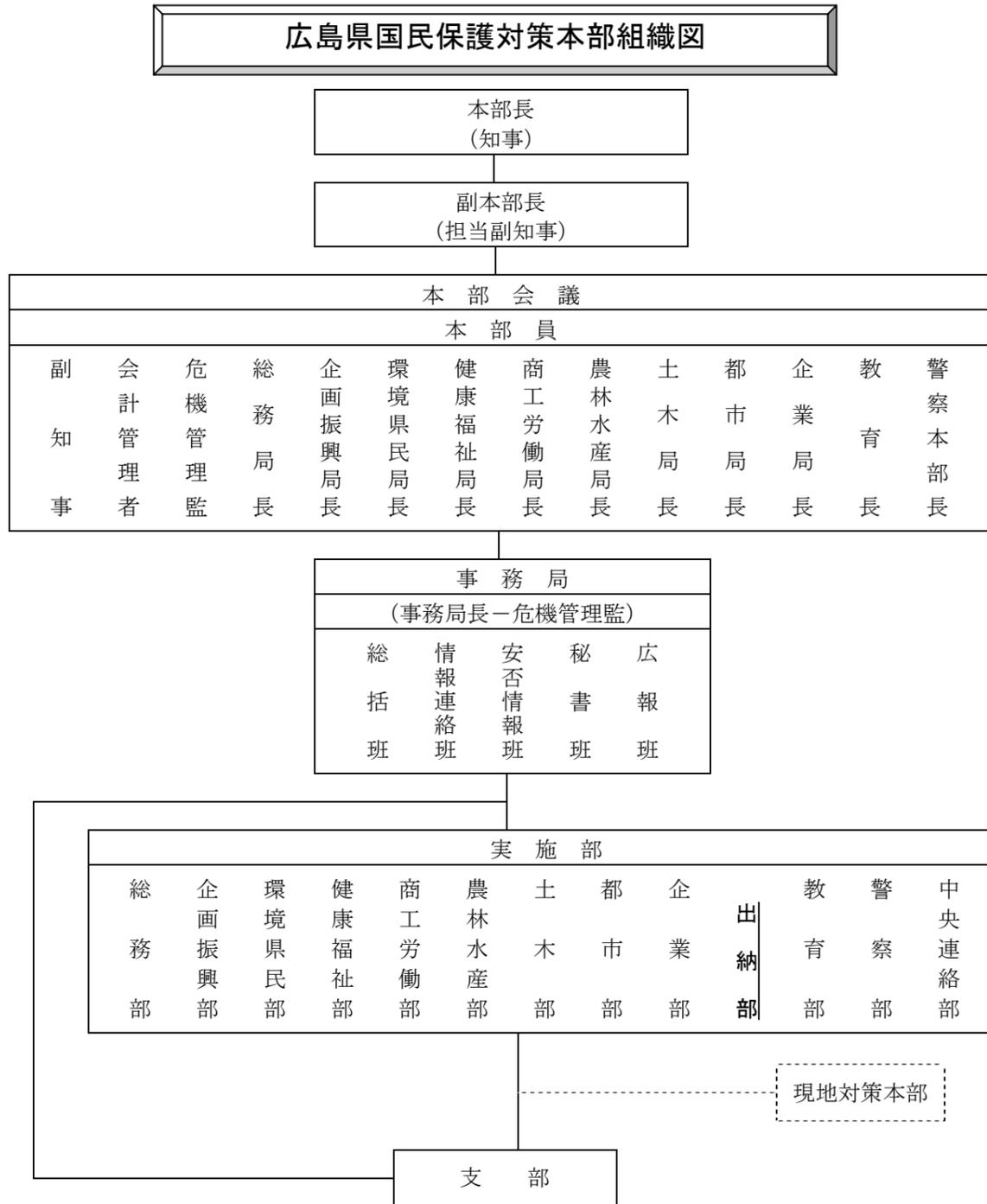
区分	県に係る指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
電気通信事業者	・西日本電信電話 ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーショ <span style="font-size: small;">ンズ</span> ・KDD I ・ソフトバンクテレコム ・ <b>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</b> ・ソフトバンクモバイル		1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

項目	頁	現行	変更案	修正の理由																														
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 県における組織・体制の整備	P 2 0			県の組織改編に伴い「病院事業局」を追加																														
<p><b>1 県の各局部における平素の業務</b></p> <p>県の各局部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。</p> <p>【県の各局部における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>局部名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の運営体制の整備に関する事</li> <li>2 高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>3 義援金品の収配等に関する事</li> <li>4 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置及びその市町指導に関する事</li> <li>5 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>6 保健衛生に関する事</li> <li>7 赤十字標章等の交付等に関する事</li> <li>8 医療の確保に関する事</li> <li>9 福祉保健部関係社会福祉施設に関する事</li> <li>10 環境衛生施設（環境県民局所管事項を除く）に関する事</li> <li>11 飲料水に関する事</li> <li>12 感染症及び防疫に関する事</li> <li>13 他局部に属しない生活支援及び保護に関する事</li> <li>14 <u>県立病院の医療供給体制の整備に関する事</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 造成土地に関する事</li> <li>2 工業用水道及び水道用水供給施設の運営・保全対策に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設等の保全、避難施設の確保に関する事</li> <li>2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関する事</li> <li>3 公立学校の児童、生徒の避難及び安全確保に関する事</li> <li>4 公立学校の児童、生徒の応急教育及び学用品の供与に関する事</li> <li>5 公立学校の児童、生徒に対する啓発に関する事</li> <li>6 文化財の保護に関する事</li> <li>7 教育関係義えん金に関する事</li> <li>8 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		局部名	平素の業務	(略)		健康福祉局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の運営体制の整備に関する事</li> <li>2 高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>3 義援金品の収配等に関する事</li> <li>4 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置及びその市町指導に関する事</li> <li>5 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>6 保健衛生に関する事</li> <li>7 赤十字標章等の交付等に関する事</li> <li>8 医療の確保に関する事</li> <li>9 福祉保健部関係社会福祉施設に関する事</li> <li>10 環境衛生施設（環境県民局所管事項を除く）に関する事</li> <li>11 飲料水に関する事</li> <li>12 感染症及び防疫に関する事</li> <li>13 他局部に属しない生活支援及び保護に関する事</li> <li>14 <u>県立病院の医療供給体制の整備に関する事</u></li> </ol>	(略)		企業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 造成土地に関する事</li> <li>2 工業用水道及び水道用水供給施設の運営・保全対策に関する事</li> </ol>	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設等の保全、避難施設の確保に関する事</li> <li>2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関する事</li> <li>3 公立学校の児童、生徒の避難及び安全確保に関する事</li> <li>4 公立学校の児童、生徒の応急教育及び学用品の供与に関する事</li> <li>5 公立学校の児童、生徒に対する啓発に関する事</li> <li>6 文化財の保護に関する事</li> <li>7 教育関係義えん金に関する事</li> <li>8 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関する事</li> </ol>	(略)		<p><b>1 県の各局部における平素の業務</b></p> <p>県の各局部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。</p> <p>【県の各局部における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>局部名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の運営体制の整備に関する事</li> <li>2 高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>3 義援金品の収配等に関する事</li> <li>4 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置及びその市町指導に関する事</li> <li>5 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>6 保健衛生に関する事</li> <li>7 赤十字標章等の交付等に関する事</li> <li>8 医療の確保に関する事</li> <li>9 福祉保健部関係社会福祉施設に関する事</li> <li>10 環境衛生施設（環境県民局所管事項を除く）に関する事</li> <li>11 飲料水に関する事</li> <li>12 感染症及び防疫に関する事</li> <li>13 他局部に属しない生活支援及び保護に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 造成土地に関する事</li> <li>2 工業用水道及び水道用水供給施設の運営・保全対策に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td><b>病院事業局</b></td> <td><b>1 県立病院の医療供給体制の整備に関する事</b></td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設等の保全、避難施設の確保に関する事</li> <li>2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関する事</li> <li>3 公立学校の児童、生徒の避難及び安全確保に関する事</li> <li>4 公立学校の児童、生徒の応急教育及び学用品の供与に関する事</li> <li>5 公立学校の児童、生徒に対する啓発に関する事</li> <li>6 文化財の保護に関する事</li> <li>7 教育関係義えん金に関する事</li> <li>8 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		局部名	平素の業務	(略)		健康福祉局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の運営体制の整備に関する事</li> <li>2 高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>3 義援金品の収配等に関する事</li> <li>4 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置及びその市町指導に関する事</li> <li>5 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>6 保健衛生に関する事</li> <li>7 赤十字標章等の交付等に関する事</li> <li>8 医療の確保に関する事</li> <li>9 福祉保健部関係社会福祉施設に関する事</li> <li>10 環境衛生施設（環境県民局所管事項を除く）に関する事</li> <li>11 飲料水に関する事</li> <li>12 感染症及び防疫に関する事</li> <li>13 他局部に属しない生活支援及び保護に関する事</li> </ol>	(略)		企業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 造成土地に関する事</li> <li>2 工業用水道及び水道用水供給施設の運営・保全対策に関する事</li> </ol>	<b>病院事業局</b>	<b>1 県立病院の医療供給体制の整備に関する事</b>	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設等の保全、避難施設の確保に関する事</li> <li>2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関する事</li> <li>3 公立学校の児童、生徒の避難及び安全確保に関する事</li> <li>4 公立学校の児童、生徒の応急教育及び学用品の供与に関する事</li> <li>5 公立学校の児童、生徒に対する啓発に関する事</li> <li>6 文化財の保護に関する事</li> <li>7 教育関係義えん金に関する事</li> <li>8 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関する事</li> </ol>	(略)		
局部名	平素の業務																																	
(略)																																		
健康福祉局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の運営体制の整備に関する事</li> <li>2 高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>3 義援金品の収配等に関する事</li> <li>4 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置及びその市町指導に関する事</li> <li>5 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>6 保健衛生に関する事</li> <li>7 赤十字標章等の交付等に関する事</li> <li>8 医療の確保に関する事</li> <li>9 福祉保健部関係社会福祉施設に関する事</li> <li>10 環境衛生施設（環境県民局所管事項を除く）に関する事</li> <li>11 飲料水に関する事</li> <li>12 感染症及び防疫に関する事</li> <li>13 他局部に属しない生活支援及び保護に関する事</li> <li>14 <u>県立病院の医療供給体制の整備に関する事</u></li> </ol>																																	
(略)																																		
企業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 造成土地に関する事</li> <li>2 工業用水道及び水道用水供給施設の運営・保全対策に関する事</li> </ol>																																	
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設等の保全、避難施設の確保に関する事</li> <li>2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関する事</li> <li>3 公立学校の児童、生徒の避難及び安全確保に関する事</li> <li>4 公立学校の児童、生徒の応急教育及び学用品の供与に関する事</li> <li>5 公立学校の児童、生徒に対する啓発に関する事</li> <li>6 文化財の保護に関する事</li> <li>7 教育関係義えん金に関する事</li> <li>8 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関する事</li> </ol>																																	
(略)																																		
局部名	平素の業務																																	
(略)																																		
健康福祉局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の運営体制の整備に関する事</li> <li>2 高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>3 義援金品の収配等に関する事</li> <li>4 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置及びその市町指導に関する事</li> <li>5 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>6 保健衛生に関する事</li> <li>7 赤十字標章等の交付等に関する事</li> <li>8 医療の確保に関する事</li> <li>9 福祉保健部関係社会福祉施設に関する事</li> <li>10 環境衛生施設（環境県民局所管事項を除く）に関する事</li> <li>11 飲料水に関する事</li> <li>12 感染症及び防疫に関する事</li> <li>13 他局部に属しない生活支援及び保護に関する事</li> </ol>																																	
(略)																																		
企業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 造成土地に関する事</li> <li>2 工業用水道及び水道用水供給施設の運営・保全対策に関する事</li> </ol>																																	
<b>病院事業局</b>	<b>1 県立病院の医療供給体制の整備に関する事</b>																																	
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設等の保全、避難施設の確保に関する事</li> <li>2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関する事</li> <li>3 公立学校の児童、生徒の避難及び安全確保に関する事</li> <li>4 公立学校の児童、生徒の応急教育及び学用品の供与に関する事</li> <li>5 公立学校の児童、生徒に対する啓発に関する事</li> <li>6 文化財の保護に関する事</li> <li>7 教育関係義えん金に関する事</li> <li>8 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関する事</li> </ol>																																	
(略)																																		

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第3編武力攻撃事態等への対処 第2章 県対策本部の設置等 1 県対策本部の設置	P55 P56			県の組織改編に伴い「病院事業管理者」の追加及び職名の修正等

(3) 県対策本部の組織構成

県対策本部の組織構成は以下のとおりとする。

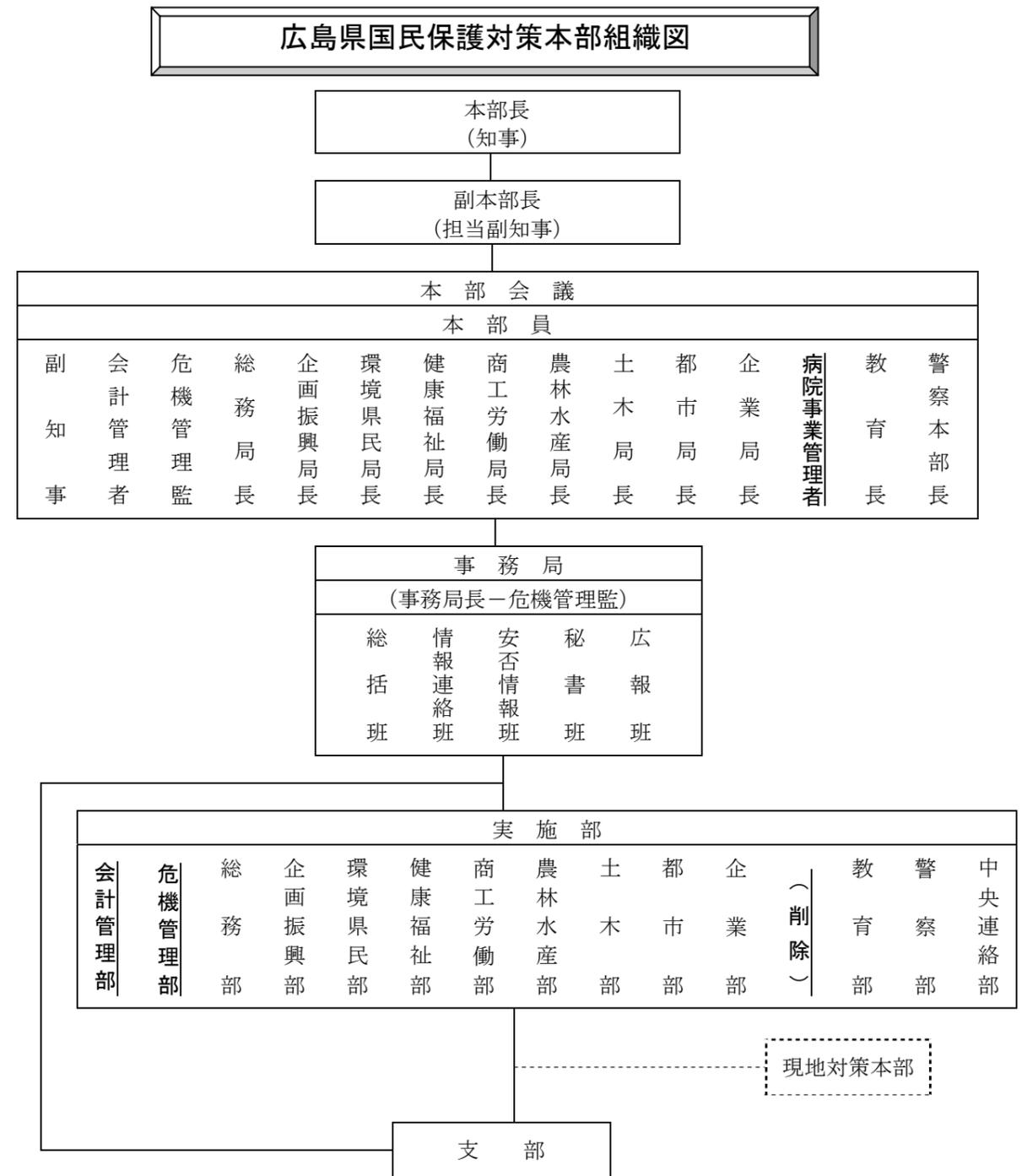


(4) 国民保護対策支部の設置

県対策本部のもとに国民保護措置を実施する国民保護対策支部を置き、支部長には地域事務所長をもって充てる。

(3) 県対策本部の組織構成

県対策本部の組織構成は以下のとおりとする。



(4) 国民保護対策支部の設置

県対策本部のもとに国民保護措置を実施する国民保護対策支部を置き、支部長には総務事務所(支所)長をもって充てる。

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第3編武力攻撃事態等への対処 第3章関係機関相互の連携	P 59	<p data-bbox="130 359 626 394"><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <div data-bbox="201 432 1323 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> </div> <p data-bbox="172 695 552 730"><b>1 国の対策本部等との連携</b></p> <p data-bbox="181 783 557 814">(1) 国の対策本部との連携 県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。</p> <p data-bbox="181 972 617 1003">(2) 国の現地対策本部との連携 県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p>	<p data-bbox="1475 359 1970 394"><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <div data-bbox="1546 432 2668 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> </div> <p data-bbox="1516 695 1896 730"><b>1 国の対策本部等との連携</b></p> <p data-bbox="1525 783 1902 814">(1) 国の対策本部との連携 県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。</p> <p data-bbox="1525 972 1961 1003">(2) 国の現地対策本部との連携 県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 <u>また、国の現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等による「武力攻撃事態等合同対策協議会」が開催された場合は、職員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。</u></p>	<p data-bbox="1872 195 2825 300">国の国民保護基本指針の変更に伴い、「武力攻撃事態等合同対策協議会」に関する記述を追加</p>

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備	P 3 0			安否情報の収集, 整理及び提供の方法として「安否情報システム」を追加
<b>4 安否情報の収集, 整理及び提供に必要な準備</b>  (1) 安否情報の種類及び収集・報告様式 (略)		<b>4 安否情報の収集, 整理及び提供に必要な準備</b>  <u>安否情報の収集, 整理及び提供に関しては, 消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を利用し, 円滑な安否情報の収集, 整理及び提供に努める。ただし, 安否情報システムが利用できない場合は電子メール・FAX・電話等を利用する。</u>  (1) 安否情報の種類及び収集・報告様式 (略)		

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供	P 9 0, 9 1			安否情報の収集, 整理及び提供の方法として「安否情報システム」を追加
<b>安否情報収集・整理・提供の流れ</b>  		<b>安否情報収集・整理・提供の流れ</b>  		
<b>2 総務大臣に対する報告</b>  総務大臣への報告に当たっては, 原則として, 安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を, 電子メールで消防庁に送付する。ただし, 事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は, 口頭や電話などでの報告を行う。		<b>2 総務大臣に対する報告</b>  総務大臣への報告に当たっては, 原則として, <u>安否情報システムにより消防庁に報告し, 安否情報システムが利用できない場合は,</u> 安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を電子メールで消防庁に送付する。ただし, 事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は, 口頭や電話などでの報告を行う。		

項目	頁	現行	変更案	修正の理由																																																												
第3編武力攻撃事態等への対処 第7章武力攻撃災害への対処 第1生活関連等施設の安全確保等	P103			<b>危険物質等に関する県の事務の一部を市町へ移譲したことに伴う記述の整理</b>																																																												
<p>※【別表】 危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧</p> <p>※ 下欄の1号, 2号, 3号は, それぞれ下記に掲げる措置を意味する。</p> <p>1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限</p> <p>2号 製造, 引渡し, 貯蔵, 移動, 運搬又は消費の一時禁止又は制限</p> <p>3号 所在場所の変更又はその廃棄</p> <p>※ 下欄の○は, 国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し, それ以外の記述は, 当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。</p>		<p>※【別表】 危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧</p> <p>※ 下欄の1号, 2号, 3号は, それぞれ下記に掲げる措置を意味する。</p> <p>1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限</p> <p>2号 製造, 引渡し, 貯蔵, 移動, 運搬又は消費の一時禁止又は制限</p> <p>3号 所在場所の変更又はその廃棄</p> <p>※ 下欄の○は, 国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し, それ以外の記述は, 当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。</p>																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)</td> <td>消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所, 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。) 又は移送取扱所(2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。) において貯蔵し, 又は取り扱うもの</td> <td>消防法第12条の3</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物業者, 同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)</td> <td>毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合) 毒物及び劇物取締法第3条の2第2項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類</td> <td>製造業者, 販売業者又は消費者に対して, 製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者, 販売業者, 消費者その他火薬類を取り扱う者に対して, 製造, 販売, 貯蔵, 運搬, 消費又は廃棄を一時禁止し, 又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して, 火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して, その廃棄した火薬類の収去を命ずること。</td> <td>火薬類取締法第45条</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)</td> <td>第一種製造者, 第二種製造者, 第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者, 販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し, 製造のための施設, 第一種貯蔵所, 第二種貯蔵所, 販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者, 第二種製造者, 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者, 販売業者, 特定高圧ガス消費者, 液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者, 液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し, 製造, 引渡し, 貯蔵, 移動, 消費又は廃棄を一時禁止し, 又は制限すること。 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し, その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</td> <td>高圧ガス保安法第39条</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区分	措置			1号	2号	3号	消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所, 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。) 又は移送取扱所(2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。) において貯蔵し, 又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物業者, 同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合) 毒物及び劇物取締法第3条の2第2項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	製造業者, 販売業者又は消費者に対して, 製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者, 販売業者, 消費者その他火薬類を取り扱う者に対して, 製造, 販売, 貯蔵, 運搬, 消費又は廃棄を一時禁止し, 又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して, 火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して, その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法第45条			高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	第一種製造者, 第二種製造者, 第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者, 販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し, 製造のための施設, 第一種貯蔵所, 第二種貯蔵所, 販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者, 第二種製造者, 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者, 販売業者, 特定高圧ガス消費者, 液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者, 液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し, 製造, 引渡し, 貯蔵, 移動, 消費又は廃棄を一時禁止し, 又は制限すること。 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し, その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。	高圧ガス保安法第39条			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)</td> <td>消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所, 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。) 又は移送取扱所(2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。) において貯蔵し, 又は取り扱うもの</td> <td>消防法第12条の3</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物業者, 同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)</td> <td>毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合) 毒物及び劇物取締法第3条の2第2項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"><b>削除</b></td> </tr> <tr> <td>高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)</td> <td>コンビナート等保安規則(昭和61年12月13日通商産業省令第88号)第1条に係る第一種製造者, 液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し, ① 製造のための施設, 第一種貯蔵所, 第二種貯蔵所, 販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 ② 製造, 引渡し, 貯蔵, 移動, 消費又は廃棄を一時禁止し, 又は制限すること。</td> <td>高圧ガス保安法第39条</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><b>削除</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区分	措置			1号	2号	3号	消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所, 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。) 又は移送取扱所(2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。) において貯蔵し, 又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物業者, 同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合) 毒物及び劇物取締法第3条の2第2項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○	<b>削除</b>					高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	コンビナート等保安規則(昭和61年12月13日通商産業省令第88号)第1条に係る第一種製造者, 液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し, ① 製造のための施設, 第一種貯蔵所, 第二種貯蔵所, 販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 ② 製造, 引渡し, 貯蔵, 移動, 消費又は廃棄を一時禁止し, 又は制限すること。	高圧ガス保安法第39条				<b>削除</b>			
物質の種類	区分	措置																																																														
		1号	2号	3号																																																												
消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所, 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。) 又は移送取扱所(2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。) において貯蔵し, 又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○																																																												
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物業者, 同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合) 毒物及び劇物取締法第3条の2第2項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○																																																												
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	製造業者, 販売業者又は消費者に対して, 製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者, 販売業者, 消費者その他火薬類を取り扱う者に対して, 製造, 販売, 貯蔵, 運搬, 消費又は廃棄を一時禁止し, 又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して, 火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して, その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法第45条																																																														
高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	第一種製造者, 第二種製造者, 第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者, 販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し, 製造のための施設, 第一種貯蔵所, 第二種貯蔵所, 販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者, 第二種製造者, 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者, 販売業者, 特定高圧ガス消費者, 液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者, 液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し, 製造, 引渡し, 貯蔵, 移動, 消費又は廃棄を一時禁止し, 又は制限すること。 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し, その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。	高圧ガス保安法第39条																																																														
物質の種類	区分	措置																																																														
		1号	2号	3号																																																												
消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所, 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。) 又は移送取扱所(2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。) において貯蔵し, 又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○																																																												
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物業者, 同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合) 毒物及び劇物取締法第3条の2第2項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○																																																												
<b>削除</b>																																																																
高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	コンビナート等保安規則(昭和61年12月13日通商産業省令第88号)第1条に係る第一種製造者, 液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し, ① 製造のための施設, 第一種貯蔵所, 第二種貯蔵所, 販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 ② 製造, 引渡し, 貯蔵, 移動, 消費又は廃棄を一時禁止し, 又は制限すること。	高圧ガス保安法第39条																																																														
	<b>削除</b>																																																															